

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 1月15日

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 宮 島 和 美

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長  
島 田 和 幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045(226)1200

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 グループサポートセンター長  
島 田 和 幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

その他の者に対する割当 0円

本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,817,046,700円

(注) 1. 本募集は、平成26年 1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプションの目的で金銭の払込みを要しないこととして新株予約権を発行するためのものであります。

2. 新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時現在の見込額です。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	15,953個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月21日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社ファンケル 総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成26年2月24日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行については、平成26年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づくものであります。

#### 2. 申込の方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

3. 本新株予約権の募集は、対象者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として行うものであり、当社の使用人及び当社関係会社の使用人に対して行うものであります。

4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社使用人	2,101名	11,053個
当社関係会社使用人	892名	4,900個
合計	2,993名	15,953個

当社関係会社は、(株)アテニア、(株)ファンケル発芽玄米、(株)ファンケル美健、(株)ファンケルスタッフ、(株)ファンケルスマイル、(株)ファンケル保険サービス、(株)品質安全研究センター、ニコスタービューテック(株)を対象としております。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(株式会社ファンケル第14回新株予約権) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	1,595,300株(新株予約権1個につき100株。なお、後記(注)1により株式の数の調整を受けることがあります。)
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げます。)、または新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に取引がない場合、それに先立つ直近日の終値とします。)のいずれか高い金額とします。 なお、行使価額は後記(注)2により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,817,046,700円 (注)発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。 ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格 前記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の払込金額(行使価額)とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成28年1月16日から平成31年1月15日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファンケル 総務部 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければなりません。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社及び関係会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではありません。 2. 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。 3. 本新株予約権者は、当該新株予約権に関し当社との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとします。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議により決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができるものとします。</p> <p>2. 本新株予約権者が退任その他の事由により権利行使をすることができなくなったときは、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で当該新株予約権を取得することができるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、後記（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。</p>

（注）

1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権1個の目的となる株式数（以下、付与株式数といいます。）を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2. 行使価額の調整

割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、募集株式の発行または処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

### 3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しません。

### 4. 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、所定の新株予約権行使請求書が当社が前記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に基づき指定する行使請求の受付場所に提出され、かつ行使時に出資をなすべき金額の全額が当社が前記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に基づき指定する払込取扱場所に払込まれたときに生じるものとします。

### 5. 1株未満の端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

### 6. 新株予約権の行使の手続その他新株予約権の行使等に関する事項

前記に定めるほか、新株予約権の行使の手続き、新株予約権を行使した者が取得した株式の取扱い、その他の新株予約権の行使等に関する事項については、前記「新株予約権の行使の条件」3に規定する新株予約権割当契約に定めるところによるものとします。

### (3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,817,046,700	300,000	1,816,746,700

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

今回の募集は、対象者の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としたものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本新株予約権は金銭の払込みを要しないこととして発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定しておりませんが、払込みがあった場合には全額運転資金に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)  
平成25年6月17日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)  
平成25年8月9日 関東財務局長に提出

事業年度 第34期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)  
平成25年11月14日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(平成26年1月15日)までの間に、次の書類を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成25年6月18日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書  
平成25年11月14日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

3の平成25年11月14日提出の臨時報告書の訂正報告書  
平成25年12月3日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、第1四半期に係る四半期報告書及び第2四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年1月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年1月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ファンケル 本店 (横浜市中区山下町89番地1)  
株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。